

▼申告会場へ来場の際のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場での三密(密集・密閉・密接)を避け、会場に留まる時間を短くする取り組みが必要となります。来場の際は、以下の点にご理解・ご協力をお願いします。

- 1. 入場の際は、必ずマスクの着用・手指の消毒をして、できる限り、少人数でお越しください。
 - 2. 会場入口で、検温を実施しています。咳、発熱など、体調がすぐれない人は、来場をご遠慮ください。
 - 3. 会場の混雑(三密)を避けるため、待合座席を減らしています。整理券を配布しますので、自家用車内での待機や、再来場をお願いする場合があります。
 - 4. 会場に留まる時間を短くするため、申告に必要な添付書類(収支内訳書、医療費控除の明細書など)は、あらかじめ自宅で作成し、会場へお持ちください。
- ※市ホームページから、申告会場での当日の待ち人数が確認できますので、来場の際の目安としてください。

▼来場の際の持ちもの

- ①～⑩(10 ページ参照)の書類
- ⑪所得税の申告において還付になる場合は、本人名義の銀行口座番号の分かる書類(通帳、キャッシュカードなど)
- ⑫税務署からの「確定申告のお知らせ」ハガキ(通知が届いた人のみ)

■申告日程

受付時間	午前の部：午前8時30分～11時(整理券は8時15分から発券)
(全日程とも)	午後の部：午後1時～3時30分(整理券は1時から発券)

※申告会場への来場にこだわらず、市・県民税申告書の郵送提出をお勧めします。

とき	ところ	対象地区
2月16日(水)	ウェルス幸手 2階研修室	西関宿、花島、中島、楨野地、神扇、平野、中野、下宇和田
17日(木)		上吉羽、神明内、木立、上宇和田、長間、細野
18日(金)		惣新田、下吉羽、栄1～3番
21日(月)		栄4～7番、吉野、吉野1丁目
22日(火)		緑台1・2丁目
24日(木)		天神島、天神島1丁目、戸島、戸島1・2丁目、平須賀、平須賀1・2丁目
25日(金)		東1・2丁目
27日(日)		会社勤めなどで平日に申告できない人
28日(月)		東3～5丁目
3月1日(火)		中1～3丁目
2日(水)	※申告会場はウェルス幸手の1か所の みとなります。	中4丁目、北2・3丁目
3日(木)		中5丁目、大字幸手5,000番台
4日(金)		北1丁目、大字幸手1～3,300番台
7日(月)		内国府間、外国府間、権現堂
8日(火)		南3丁目、上高野、上高野1丁目
9日(水)		南1・2丁目
10日(木)		西1・2丁目、大字幸手3,400～4,000番台
11日(金)		中川崎、下川崎、香日向1～4丁目
14日(月)		千塚、円藤内、松石、高須賀
15日(火)		上記の日程に申告できない人

- ・申告期間中は、税務課窓口では申告できません。
- ・発熱などの症状や、体調がすぐれない人は来場を控え、申告期間中の都合のつく日に来場してください。
- ・日付の右側のマークは、例年の会場の混雑状況を表しています(👤は非常に混雑、👤は混雑)。対象地区以外の日程をご検討される場合は、来場の際の参考にしてください。
- ・受付日時・会場などについては、新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては変更になる可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

▼会場で受付できない確定申告【直接税務署へ ☎ 048(733)2111】

- ・青色申告、損失申告、準確定申告(納税者が死亡した場合の相続人の申告)、過年度申告
 - ・源泉徴収票のない給与などの申告
 - ・土地・家屋、株、ゴルフ会員権などの譲渡所得の申告(公共用地の土地収用に係る譲渡所得も含む)
 - ・雑損控除の申告
 - ・投資信託などに伴う所得の申告
 - ・申告分離課税を選択する配当所得の申告
 - ・初めての住宅借入金等特別控除の申告
 - ・住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除・認定住宅新築等特別税額控除の申告
 - ・外国税額控除の申告
 - ・令和4年1月2日以降に幸手市へ転入した人の申告
- ※つぎのページに続きます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため

市・県民税申告書は郵送提出で

申告会場は混雑します。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申告書の郵送提出をお勧めします。
「市・県民税申告の手引き」や記載例などは、市ホームページで公開していますので活用してください。

申告は3月15日までに

問合せ 税務課
☎ (43) 1111 内線 133
FAX (43) 1125

■市・県民税の申告

▼申告が必要な人

- 令和4年1月1日現在、幸手市に住所があり、つぎのいずれかに該当する人
 - ①給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない
 - ②給与所得以外の所得(不動産所得や雑所得など)があった
 - ③給与を2か所以上から受けた
 - ④幸手市には住んでいないが、店舗を構えて営業した
- ※公的年金等の収入金額が400万円以下の人、12ページを参照してください。
※令和3年分の所得税の確定申告書を提出(予定)した人は、市・県民税の申告をする必要はありません。

▼申告に必要なもの(例)

- ①市民税・県民税申告書
- ②本人確認書類
 - ・番号確認書類(本人のマイナンバーを確認できる書類)
 - ・身元確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証など)
- ③給与または公的年金所得者は源泉徴収票
- ④事業(営業・農業など)、不動産所得者は収支内訳書(事前に記入済みのもの)など
- ⑤国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金などの領収書または控除証明書
- ⑥生命保険(一般生命保険、介護医療保険、個人年金保険)、地震保険などの控除証明書
- ⑦医療費控除を受ける人は、記載済みの「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」と一定の取組みを行ったことを明らかにする書類(写しでも可)、医療費通知(原本)など
- ※明細書は税務課窓口、または市ホームページから取得できます。
- ⑧障害者控除を受ける人は、障害者手帳や療育手帳(郵送の場合は写しを添付)、または市が発行する障害者控除対象者認定書(原本)
- ⑨勤労学生控除を受ける人は、学生証(郵送の場合は写しを添付)
- ⑩そのほか控除に必要なもの

■所得税の申告(確定申告) 問合せ 春日部税務署(春日部市大沼2丁目12番地1) ☎ 048(733)2111【自動音声ガイダンス】

▼申告が必要な人

- ①事業所得・不動産所得がある、土地や建物を売ったなどで計算の結果、所得税が課税される人
 - ②給与所得がある人
- 【給与所得者は年末調整で所得税の納税を完了しますが、つぎの場合は確定申告が必要です】
- ・前年(令和3年1月1日～12月31日)の給与収入金額が2,000万円を超えたとき
 - ・給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超えたとき
 - ・給与を2か所以上から受け、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超えたとき
- ※春日部税務署での令和3年分所得税の確定申告の受付期間は2月16日(水)～3月15日(火)です。なお、土曜、日曜、祝日の受付は、2月20日(日)と2月27日(日)のみとなります。

▼確定申告書は、自宅にしながら「確定申告書等作成コーナー」で作成

自宅のパソコンやスマホを使い、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書が作成できます。作成した申告書は、e-Taxで送信(印刷し郵送提出も可)することができます。
これらの方法での申告は、申告会場へ来場する必要がないため、新型コロナウイルス感染防止対策にもなります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。